

平成27年度税制改正要望

平成26年9月19日

一般社団法人 日本建設業連合会

目 次

1. 法人課税の見直し

(1) 法人実効税率の引下げと課税ベースの拡大について	1
(2) 法人地方税の改善	2
(3) 貸倒償却の要件緩和	3
(4) 工事損失引当金の損金算入の見直し	4
(5) 法人税における損金算入の改善	4
(6) その他	4

2. 都市・住宅対策促進税制の恒久化等、PFI事業促進税制の整備等

(1) 都市・住宅対策を促進するための税制	5
(2) PFI事業を促進するための税制	7
(3) 大深度地下法の認可事業に係る区分地上権等の設定対価に対する 課税の見直し	8

3. 印紙税等の廃止

(1) 印紙税の廃止	9
(2) 創設当初の意義（土地への投資抑制等）を逸している税制の廃止	10

参考資料	11
-------------------	----

1. 法人課税の見直し

(1) 法人実効税率の引下げと課税ベースの拡大について【法人税、法人地方税】

① 近隣諸国並みの水準への引下げ

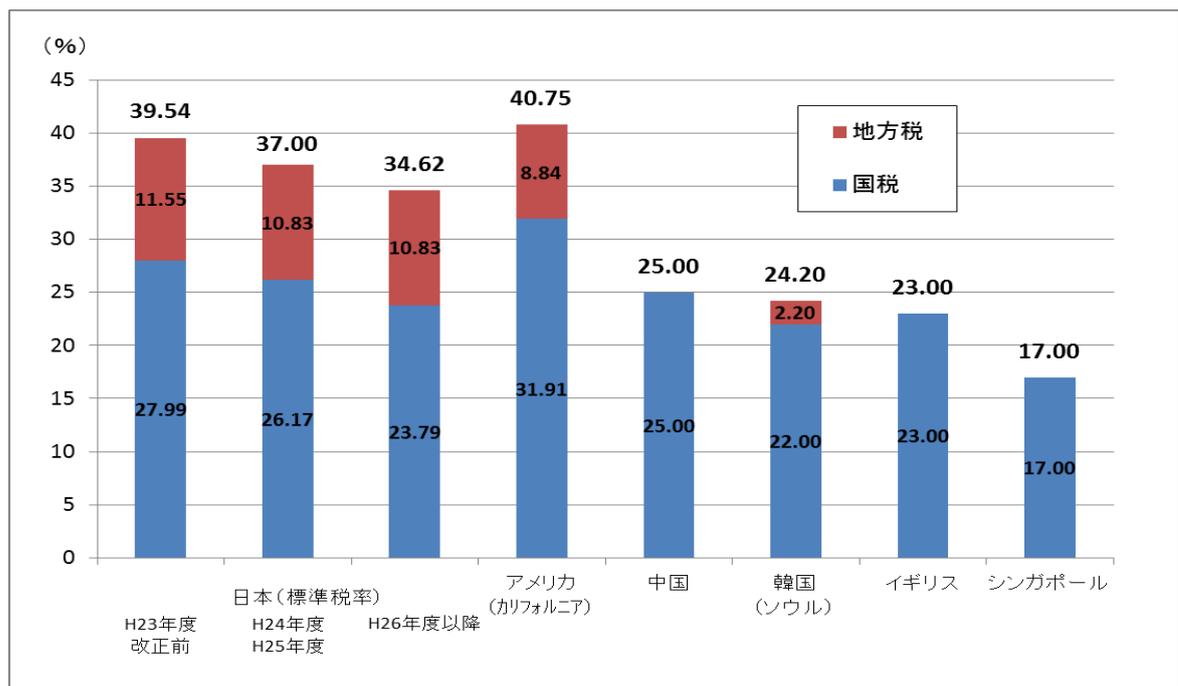
我が国において、経済の成長及び雇用の増加を図るには、民間設備投資の促進を図ることが不可欠であり、法人実効税率の水準は企業の立地・投資選択の重要な要素である。

しかしながら、我が国の法人実効税率は、依然として、他の主要国に比べて高い水準にあり、我が国企業の国際競争力を弱めているとともに、外国企業を含めた企業の投資にも大きな影響を及ぼしている。

したがって、我が国企業の国際競争力の強化、海外への資本流出の抑制、さらには内外の企業による国内設備投資の促進の観点から、早急にアジア近隣諸国並みの水準(約25%)にまで引き下げるべきである。

国・地方合わせた法人税率の国際比較

(2014年3月現在)



資料出所：財務省他資料を基に日建連作成

② 代替財源

法人実効税率の引下げに伴う代替財源については、税制の公平性、透明性、簡素化を念頭にした議論が必要であり、単純な課税ベースの拡大には反対である。

特に、以下のような課税ベースの拡大については、中小企業が多く裾野が広い建設業界にとって影響が大きいと、慎重に議論願いたい。

- ・ 欠損金の繰越控除制度の見直し
- ・ 受取配当金の益金不算入制度の見直し
- ・ 外形標準課税の対象拡大
- ・ 租税特別措置の見直し

中でも、次の3点は特に重要な課題として問題意識を持っており、より慎重に検討すべきである。

i. 欠損金の繰越控除制度の見直し

欠損金の繰越控除制度は、繰戻還付制度が凍結される中、控除額が8割に制限されているだけでなく、繰越期間も9年しかなく、主要国やアジア諸国に比較し、現状でも納税者に不利になっている。

欠損金の繰越控除制度の国際比較

(2014年1月現在)

	繰越期間	控除制限
日本	9年	所得の80% (大法人のみ)
アメリカ	20年	代替ミニマム税 (AMT) の計算において、AMT課税所得の90%
イギリス	無期限	—
中国	5年	—
シンガポール	無期限	— (発行済株式の50%以上が変更していないこと)
韓国	10年	—

資料出所：財務省他資料を基に、日建連作成

ii. 受取配当金の益金不算入制度の見直し

関係会社以外からの国内受取配当金は現状でも二重課税されているが、本来は二重課税を排除する制度とすべきである。また、海外子会社からの受取配当金は平成21年度税制改正により95%非課税とされたが、これを早々に見直すのは拙速に過ぎると考える。

iii. 外形標準課税の対象拡大

建設業界は重層下請構造により、就業者数500万人を抱えている典型的な労働集約型産業であり、建設業許可業者数47万社のうち99%が資本金1億円以下の中小企業である。賃金課税の性格を持つ外形標準課税の適用範囲が拡大された場合、利益率が極めて低い中小企業にとって実質的に大幅な増税となる。

また、法人地方税における課税ベースの拡大を行う場合には、複雑な現行制度を大幅に簡素化されたい。

(2) 法人地方税の改善【法人住民税、法人事業税、地方法人特別税、地方法人税、償却資産税(固定資産税)、事業所税】

① 地方法人課税の抜本的改革

法人住民税及び法人事業税については、国・地方を通じた税制抜本改革の中で、他の税目との整理・統合も視野に検討されるべきであり、地方法人特別税

の廃止、国が一括徴収し、各地方自治体へ配分するような制度への移行等を含め、その抜本的な改革を図られたい。

② 納税制度等の簡素化

現行の地方法人課税は制度が複雑であり、特に、建設業においては全国多数の現場事務所が短期間で設置・廃止され、他産業に比べて事務負担が大きいことから、本店所在地の都道府県への一括申告・納付等による申告・納付手続の簡素化を図られたい。

また、現行の法人事業税の制度(課税所得計算及び外形標準課税制度)は、煩雑な集計作業を必要としているので、簡素な税制となるよう改正されたい。

③ 償却資産税(固定資産税)の廃止

償却資産税については、平成19年度税制改正における減価償却制度の見直しにより残存価額や償却可能限度額が廃止されたにもかかわらず、償却資産の評価方法については改正が行われず、一物二価の状態を生んでいる。また、固定資産と償却資産の区分についての判定や抽出作業が難解で税の明確性に欠けており、申告手続に要する労力並びに税金の負担も大きいので、廃止されたい。

④ 事業所税の廃止

事業所税は、都市計画税との関係が曖昧であり、また、都市部の活性化に貢献している大企業により多く課税されるという公平感に欠けるものであるので、廃止されたい。

(3) 貸倒償却の要件緩和【法人税】

貸倒引当金の損金算入が廃止されたため、回収不能の金銭債権を損金算入するには基本通達9-6-2(回収不能の金銭債権の貸倒れ)を適用することになるが、その基準が厳格に過ぎることから、不良債権の処分が進まず、また、債権者の管理コストも増大しているため、貸倒償却の要件を以下のとおり緩和していただきたい。

- ①基本通達9-6-2では、債権の全額が回収できないことが明らかな場合しか貸倒償却を認めていないが、担保物の処分以外に回収できる見込みのない金銭債権については、当該担保物の(見積)価値までの貸倒償却を可能とすること。
- ②過去3年以上回収できず、今後も回収が見込まれない債権については、貸倒償却を可能とすること。

特に、海外における大規模なインフラ整備プロジェクト等においては、途上国特有のカントリーリスク(政策変更、政情不安、グローバル経済動向の急変、予算不足、法制度の不備、商習慣の違い等)に加えて、事業が長期にわたるといふ特色を持つインフラ整備事業特有のリスク(為替変動、度重なる設計変更、地質・天候、環境問題等)が存在し、工事代金はもちろん、VAT(日本の消費税に相当)等の本来還付されるべき現地税金ですら回収

が大幅遅延し、最終的に回収不能となるケースが多発している。
このため、工事引渡し後、工事代金やV A T等の全部または一部が未回収のまま3年以上経過した場合には、損金算入を認めていただきたい。

(4) 工事損失引当金の損金不算入の見直し【法人税】

「工事契約に関する会計基準」の制定に伴い、平成20年度税制改正において、工事進行基準についての取扱いが変更されたが、当該会計基準で定められたもののうち、工事損失引当金については税制上の所要の措置が講じられていない。

工事損失引当金については、会計基準に則って工事収益及び工事原価を計上する限りにおいて恣意性に入る余地はなく、損金算入できるよう改正されたい。

(5) 法人税における損金算入の改善【法人税】

① 交際費の損金不算入の見直し

全企業を対象として、接待飲食費以外の支出においても一定限度内での損金算入

② 法人住民税の損金不算入の見直し

均等割税額を法人税の所得計算上で損金算入

③ 寄附金の損金不算入制度の改善

寄附金の損金算入限度額の未使用部分を一定の期間（例えば欠損金の繰越控除制度と同様に9年）の中で繰越可能とする控除制度の創設

(6) その他

① 外国税額控除の拡充【法人税、法人住民税】

外国税額控除の計算で生じる「控除余裕額」及び「控除限度超過額」については、現在、3年間の繰越控除が可能であるが、法人税繰越欠損金と同様に、9年間まで延長されたい。

② 企業年金等の積立金に係る税制の廃止【特別法人税】

・ 企業年金等の積立金に係る特別法人税の廃止

2. 都市・住宅対策促進税制の恒久化等、PFI事業促進税制の整備等

(1) 都市・住宅対策を促進するための税制

① 適用期限が到来する各種特例制度の恒久化等

平成26年12月31日または平成27年3月31日に適用期限が到来する、以下の各種特例制度について、優良な住宅ストック形成並びに良好な市街地環境整備の観点から恒久化または拡充、延長を図りたい。

租税特別措置	適用期限・要望
i 事業用資産の買換特例【所得税、法人税】 ・ 各種事業用資産の買換特例や所有期間が10年超の土地・建物等の買換(交換)特例による圧縮割合80%	H26年12月31日 恒久化
ii 土地等の取得に関する不動産取得税の特例措置【不動産取得税】 ・ 住宅及び住宅用地、商業地等の取得に係る不動産取得税の標準税率を本則4%→3% ・ 宅地評価土地の取得に係る不動産取得税の課税標準の価格を1/2	H27年3月31日 恒久化
iii 住宅用家屋の所有権の保存登記等に係る特例措置等【登録免許税】 ・ 個人の居住用住宅に係る登録免許税の軽減 所有権保存 1.5/1000 (本則 4/1000) 所有権移転 3/1000 (本則 20/1000) 抵当権設定 1/1000 (本則 4/1000)	H27年3月31日 恒久化
iv 住宅取得等資金の贈与に係る特例【贈与税】 ・ 直系尊属からの住宅取得等資金の贈与の特例 非課税限度額の3,000万円までの拡充 【現行】[省エネ] H24:1500万円, H25:1200万円, H26:1000万円 [その他] H24:1000万円, H25:700万円, H26:500万円 ・ 相続時精算課税選択の特例 65歳未満の者からの贈与による住宅取得等資金も相続時精算課税制度の選択が可能	H26年12月31日 拡充、3年延長

v 都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域における認定事業に係る課税の特例措置【所得税、法人税、登録免許税、固定資産税、都市計画税、不動産取得税】	H27年3月31日 2年延長
<ul style="list-style-type: none"> • 所得税・法人税の割増償却 特定都市 5年間 50%割増 都市 5年間 40%割増 • 所有権保存登記(本則 4/1000)に係る登録免許税の軽減 特定都市 1.5/1000(H24.3.31以前認定) 特定都市 2/1000(H24.4.1以後認定) 都市 3/1000 • 不動産取得税の課税標準の特例 特定都市 1/2控除 都市 1/5控除 • 固定資産税・都市計画税の課税標準の特例 特定都市 5年間 1/2控除 都市 5年間 2/5控除 	
vi 特定目的会社に対する特例措置【登録免許税、不動産取得税】	H27年3月31日
<ul style="list-style-type: none"> • 不動産取得等の所有権移転登記(本則 20/1000)に係る登録免許税の軽減 13/1000 • 不動産取得税の課税標準の特例 2/5 	2年延長
vii 市街地再開発事業等促進税制【所得税、法人税、固定資産税】	H27年3月31日
<ul style="list-style-type: none"> • 所得税・法人税の割増償却 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 市街地再開発法の施設建築物の取得者 5年間 10%割増 (対象建築物:地上階数4以上の中高層の耐火建築物) ➤ バリアフリー法に基づく認定特定建築物 5年間 10%割増 (床面積要件:50000㎡未満) • 市街地再開発事業によって新築された施設建築物の権利床に係る固定資産税の軽減 従前権利者居住用住宅 5年間 1/3 従前権利者非居住用住宅及び非居住用家屋 5年間 2/3 	2年延長
viii 特定住宅地造成事業等に係る土地等の譲渡所得の特別控除【所得税、法人税】	H26年12月31日 3年延長
<ul style="list-style-type: none"> • 特定住宅地造成事業のために土地等を譲渡した場合、譲渡所得から1500万円特別控除 	

ix サービス付き高齢者向け住宅に対する特例措置【所得税、法人税、固定資産税、不動産取得税】	H27年3月31日 2年延長
<ul style="list-style-type: none"> ・ 所得税・法人税の割増償却 賃貸住宅の取得または賃貸の用に供した場合、5年間40%割増（耐用年数が35年未満は28%） ・ 固定資産税の軽減 賃貸用住宅を新築した場合、当初5年間1/3 ・ 不動産取得税の課税標準の特例 賃貸用住宅を新築した場合、課税標準から1200万円控除/戸 	
x 都市再生安全確保施設（備蓄倉庫）を有する建築物に対する固定資産税等の特例【固定資産税、都市計画税】	H27年3月31日 2年延長
<p>（地方税法附則第十五条34）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都市再生特別措置法に規定する都市再生安全確保計画に基づき整備する都市再生安全確保施設のうち、同法に規定する管理協定の対象となった備蓄倉庫の用に供する家屋 課税標準の軽減 課税標準を1/2以上5/6以下の範囲内として2/3を乗じる（5年間） 	
xi 関西文化学術研究都市建設促進法に基づいて整備される文化学術研究施設に係る特別償却【法人税】	H27年3月31日 2年延長
<p>（租税特別措置法第四十四条、六十八条の十九）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 初年度の特別償却 普通償却に加え初年度の特別償却を認める。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 建物及び附属設備 6/100 ➤ 機械及び装置 12/100 <p>要件：研究所用の資金額 2億円以上 要件：機械等の取得額 240万円以上</p>	

(2) P F I 事業を促進するための税制

政府では、PPP/PFI事業について今後3年間(平成26年度～28年度)を集中強化期間に位置付け、特に公共施設等運営権方式の事業規模2～3兆円を目標に、空港、水道、下水道、道路の事業分野毎に数値目標を掲げる取り組み方針を決定したところである。

民間事業者が公共施設を整備・運営するPFI事業においては、事業スキームが通常の公共事業と異なることにより、結果として民間事業者に課税される部分が出てきており、通常の公共事業とのイコールフットィングの観点からも税制上の手当が必要であると考えている。

政府の方針に従ってP F I 事業を推進していくためには、下記のような税制改正が必要と考え要望するものである。

① 公共施設等運営権の登録等に係る登録免許税の免除（軽減）措置の拡充【登録免許税】

公共施設等運営権制度を活用した事業の円滑な施行及び事業者負担の軽減を図るため、公共施設等運営権に対する抵当権の設定の登録に係る登録免許税について免除措置を創設されたい。

② 公共施設等運営権者の株式購入に対する優遇措置の創設【法人税】

一般事業法人への投資（株式購入）では、法人税支払い後の利益を原資として投資家に配当され、投資家個々の納税の段階でも再度、課税が行われる。コンセッション事業に幅広く多様な資金を集めるためには、こうした二重課税を回避する仕組みとすることが効果的である。例えば、不動産の証券化に当たって、特定目的会社や投資法人に係る税制上の優遇措置が与えられたように、コンセッション事業においても新たな政策的な措置を手当てされたい。

③ B O T 方式の P F I 事業における固定資産税等の特例措置の拡充【固定資産税、都市計画税、不動産取得税】

B O T 方式による民間と競合しない P F I 事業について、税のイコール・フットディングの観点から、B T O 方式による P F I 事業と同様に、事業の用に供する資産に係る固定資産税、都市計画税及び不動産取得税を非課税とされたい。

④ 大規模修繕等に備えた修繕積立金制度の創設【法人税】

P F I 事業におけるサービス対価は、5年、10年といった一定期間毎の大規模修繕等に備えた費用を含め、事業期間にわたって均等に支払われている。通常の公共事業であれば、大規模修繕の度に工事の発注が行われるため、民間事業者が内部留保しておく必要がないが、サービス対価を事業期間中、均等に受け取る P F I 事業者は、大規模修繕に備え、毎年、一定額を積み立てて内部留保している。こうした大規模修繕等に備えた内部留保に対する課税は、P F I 事業であるが故の税負担であると理解できる。

したがって、公共事業との税のイコールフットディングの観点から、P F I 事業における事業期間全般に渡る修繕積立金制度等の特例措置を創設されたい。

(3) 大深度地下法の認可事業に係る区分地上権等の設定対価に対する課税の見直し【所得税、住民税】

大深度地下法の対象地域内で、地下使用の公益性が認められた大深度地下法の認可を受けた事業においては、地権者間の不公平感を解消して円滑な用地取得が実施されるよう、区分地上権等が設定される場合の設定対価に対する課税の見直しを図られたい。

3. 印紙税等の廃止

(1) 印紙税の廃止【印紙税】

平成25年度税制改正により、平成26年4月から「工事請負契約書に係る印紙税の大幅な負担軽減措置」が導入されたが、より基本的には、工事請負契約書に係る印紙税は、以下のような理由から速やかに廃止されるべきである。

○消費税との二重課税

印紙税は、ひとつの請負契約等に関連して消費税とともに課税されており、二重課税である。

○業種による税負担の不公平

工事請負契約書や不動産譲渡契約書等の一部の文書のみ課税されている。(建物賃貸借契約書や物品売買契約書等については平成元年の改正により課税が廃止)

○重層請負構造による多重負担

建設業においては、重層請負構造により多重に課税されるので、他業種に比して負担が重い。

○書面契約に対する阻害要因

建設業において電子的手段による契約の普及が進んでいない中であって、印紙税の負担が契約変更を含め、「書面による契約の締結」(建設業法第19条)の阻害要因となり得る。

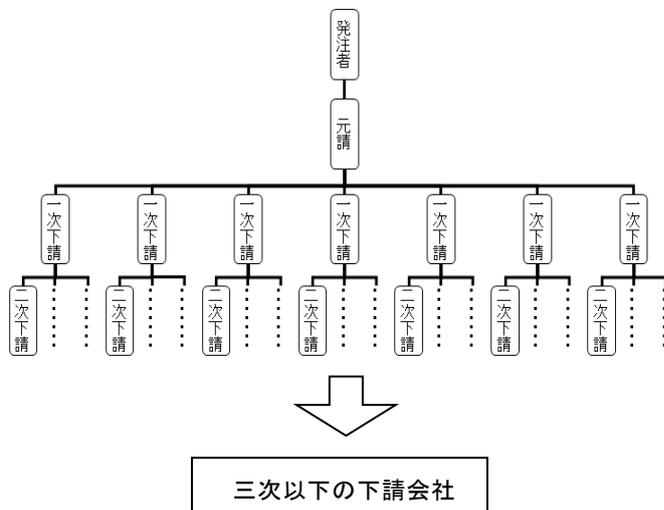
○文書課税という課税根拠の不合理

金額等の契約内容が同じでも電子契約の場合には課税されない。

○諸外国との課税状況の比較

欧米主要国の経済取引に係わる文書への課税状況を見ても、わが国の印紙税のように請負契約書に対して課税する制度はない。

建設工事における重層請負構造のイメージ



請負契約書に係る印紙税に関する
欧米主要国との比較

国名	印紙税制度の有無	請負契約書に係る印紙税
日本	○	○
アメリカ	×	—
ドイツ	×	—
イギリス	○	×
フランス	○	×

租税特別措置法による工事請負契約書に係る印紙税の軽減措置税額

《平成26年4月1日から平成30年3月31日まで》

契約金額	本則税額	軽減後税額	契約金額	本則税額	軽減後税額
100万円超 200万円以下	4百円	2百円	5000万円超 1億円以下	6万円	3万円
200万円超 300万円以下	1千円	5百円	1億円超 5億円以下	10万円	6万円
300万円超 500万円以下	2千円	1千円	5億円超 10億円以下	20万円	16万円
500万円超 1000万円以下	1万円	5千円	10億円超 50億円以下	40万円	32万円
1000万円超 5000万円以下	2万円	1万円	50億円超	60万円	48万円

(2) 創設当初の意義(土地への投資抑制等)を逸している税制の廃止【土地譲渡益重課税、地価税、特別土地保有税】

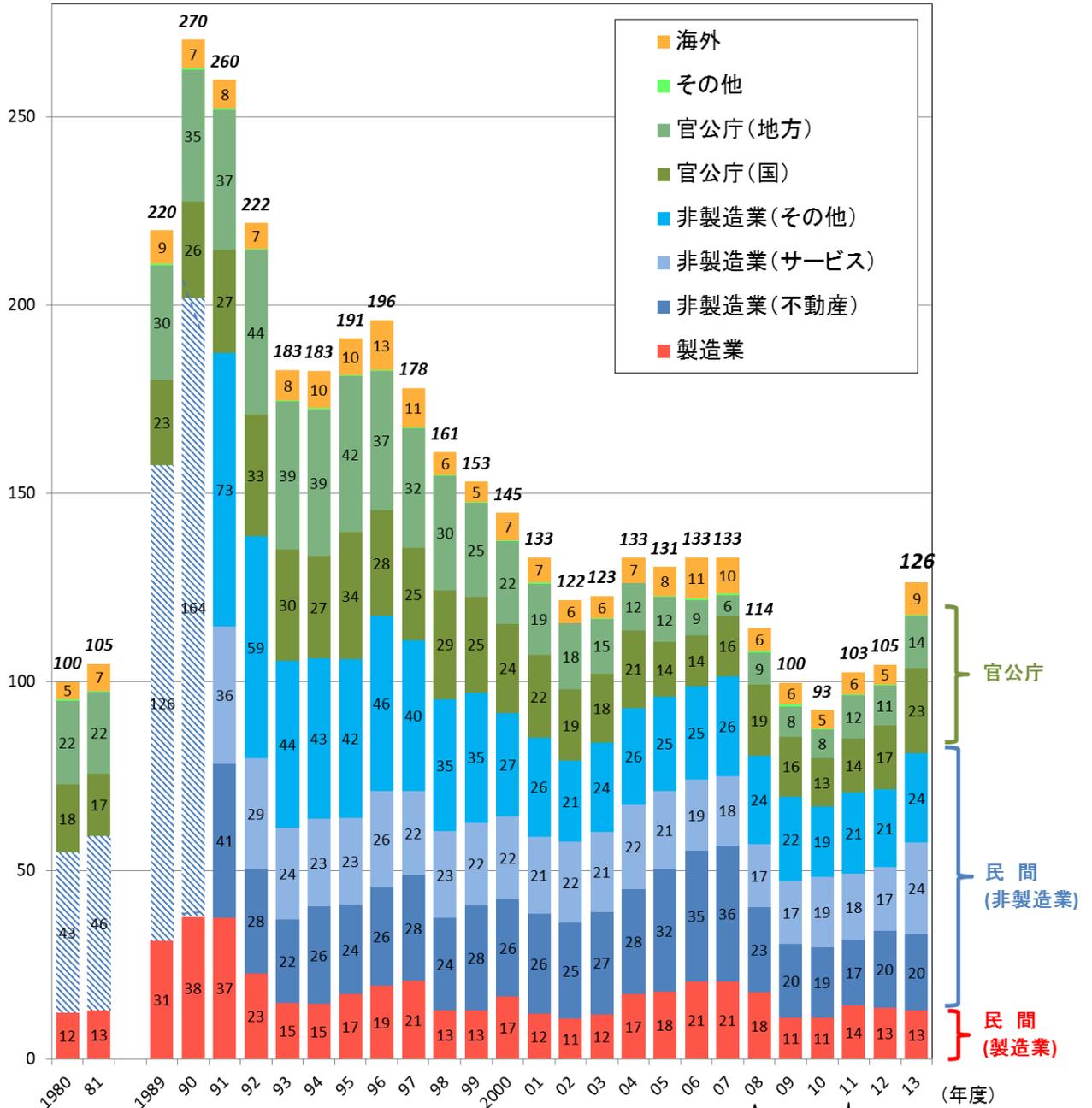
- ・ 土地譲渡益に対する追加課税制度の廃止
- ・ 地価税の廃止
- ・ 特別土地保有税の廃止

以上

参考資料

旧日建連会員の受注状況推移

(千億円)



※一部、非製造業の分類なし（グラフ上の縞模様の棒線）
 ※対象企業数：1980～81年度 → 43社、1989～90年度 → 59社、
 1991～2013年度 → 48社

2008年9月
リーマンショック

2011年3月
東日本大震災